

# 「障害福祉サービス」「障害児通所支援」の利用のしかた

## 1 相談

大人の方の場合

- ・市役所地域福祉課
- ・基幹相談支援センターフィット
- ・指定特定相談支援事業所

子どもの方の場合

- ・市役所地域福祉課
- ・豊明市児童発達支援センターどんぐり
- ・指定障害児相談支援事業所

## 2 申請

- ・市役所地域福祉課へ利用の申請をします。

## 3 認定調査

- ・市役所の調査員等がご本人の身体状況や生活状況等についてお話を伺います。

## 4 審査会・障害支援区分の決定 ※障害支援区分を必要とする方のみ

- ・審査会で(支援区分が必要な方)ご本人の障害支援区分を決定されます。

## 5 サービス等利用計画案の作成依頼

- ・計画案を作成する相談支援事業所を決めます。

## 6 サービス等利用計画案の提出

- ・相談支援事業所で作成した計画案を、市役所(地域福祉課)窓口へ提出します。

## 7 サービス利用の支給決定

- ・市役所(地域福祉課)より支給決定のお知らせ(通知)を行ないます。
- ・「障害福祉サービス受給者証」「障害児通所受給者証」が発行されます。

## 8 利用施設、事業者と契約

- ・サービスを利用する事業者から重要事項などの説明を受け、利用契約を行ないます。

## 9 サービスの利用開始

### 【注意事項】

①大人の方(主に就労系サービスを利用希望)でセルフプランを利用の場合は、『2 申請』時に、利用申請とセルフプランを提出していただきます(4~6は省略できます)。

②『4 審査会・障害支援区分の決定』に区分を必要とする方とは、介護給付・共同生活援助を利用する方です。

なお、介護給付とは居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援を指します。